

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベネズエラ	国立青少年交響楽団基金楽器及び視聴覚機材整備計画の 実施に関する日本国政府とベネズエラ・ボリバル共和国政府との間の交換公文	国立青少年交響楽団基金楽器及び視聴覚機材整備計画 を実施するために必要な生産物及び役務の購入	62,500千円 H25. 1.31まで	H21.11.20 カラカス で (同日)	日本側 下荒地修二在ベネ ズエラ大使 テミール・ ベネズエラ側 ボンセレオン ボリーラス・ボンスレオン 外務省官房長	H21.12.10 559号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。